

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 1 1 号

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成 2 7 年射水市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「の員数」を「及びその員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。第 3 号において「省令」という。）第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同項第 3 号中「介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）」を「省令」に改め、同条第 2 項表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、同項中「の人員配置基準」を「に置くべき職員及びその員数」に改め、同項の表を次のように改める。

| | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 担当する区域における第 1 号被保険者の数 | 地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数 |
| おおむね 1, 0 0 0 人未満 | 第 1 項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人 |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>おおむね1,000人以上 2,000人未満</p> | <p>第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</p> |
| <p>おおむね2,000人以上 3,000人未満</p> | <p>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</p> |

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。